

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件

原告 金城 ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事玉城康裕

補助参加人 一般財団法人沖縄美ら島財団

第6 準備書面

令和6年6月14日

那覇地方裁判所 民事第2部 御中

補助参加人訴訟代理人

弁護士 与世田 兼 稔



第1 原告主張の補助参加人の不法行為について

1 原告ら準備書面8について

原告らは、準備書面8において、「発火原因の特定」として、大要、下記のように主張を整理した。

記

- (1) 発火原因は、「後付けコンセントから引いた延長コードに生じた電氣的異常によるものであり、具体的にはショートによって超高温に晒されこと」にある（鍵谷見解。甲24、甲25）
- (2) 鍵谷意見書によれば、「那覇消防局の火災原因判定書が送風機のコード類が溶融していなかった事実を見逃したことを発見し、火災原因が『原因不明』としていた火災原因判定を批判し、通電中のコード類に溶融痕等が発生し、通電していない送風機のコード類が溶融しなかった事実は、電氣的な高温に晒されたことを示しており、ショートが起こった」ことの根拠としては十分である、
- (3) 他方、那覇消防局の原因不明の判定は、その根拠とされた消防研究センターでの燃焼実験は、火災時の現場温度を全く検討せずになされた大雑把なものであることを指摘し、火災時の温度は銅の融点（1085℃）を超えていないと推認されるにもかかわらず、この温度を超えて加熱し

ている致命的な欠陥がある、

- (4) 管理責任者の過失としては、「9時以降も通電する状態にある後付けコンセントに延長コードを接続し、多数の観光客の踏みつけによる断線や皮膜の損傷可能な状態で印可し続け、延長コードからのショートによる出火を招いた補助参加人らの管理が杜撰であったことは論を待たない」。

2 補助参加人の反論について

原告らは、出火原因について、上記のとおり「後付けコンセントに接続した延長コードのショートにより出火が原因である」との断定的な主張（鎌谷意見書。乙24）をし、補助参加人の管理が杜撰であったから本件火災の原因行為者は補助参加人であると断定しているが、後述するとおり、原告ら主張こそが誤りであると解すべきである。

第2 最高裁平成21年4月28日判決に照らしての検討について

1 最高裁平成21年4月28日判決（裁判所時報1483号4頁）

〈事案の概要〉

業者らの談合により被った市の損害について、市長が業者らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を違法に怠っているとして提起された住民訴訟において、当該訴訟の第1審判決前に公正取引委員会がした審決が業者らの談合を認定した上で排除措置を命じ、当該訴訟の第1審判決が談合による業者らの共同不法行為の事実を認定し、業者らへの損害賠償を一部認容し、市長が当該訴訟に提出された公正取引委員会の審決に係る審判事件の資料等を容易に入手することができたという事情などが存在する場合には、その控訴審が不法行為の成立を認定するに足る証拠資料の有無等につき具体的に検討することなく、かつ、上記請求権の不行使を正当とするような事情が存在することにつき肯定すべき説示をすることなく、市長が上記請求権を行使しないことが違法な怠る事実にあたらないと判断することは違法であると判示した破棄判決事例。

〈判決の要旨〉

地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債

権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）。

もっとも、地方公共団体の長が債権の存在をおよそ認識し得ないような場合にまでその行使を義務付けることはできない上、不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権の存否自体が必ずしも明らかではない場合が多いことから、その不行使が違法な怠る事実に当たるというためには、少なくとも、客観的に見て不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得たことを要するものというべきである。

〈本件事案との対比について〉

上記最高裁判例は、第一審判決前までには、被上告人ら各社の談合（不法行為）について公取委の排除措置命令が出ていたという事実よりすれば、「市の発注したごみ焼却施設の建設工事の指名競争入札において、特定の企業を受注予定者とする談合が行われた結果、正常な想定落札価格と比較して不当に高い価格で当該企業を構成員とする共同企業体が落札し、同工事を受注したため、市が損害を被った」との認定が容易であると解されるから、被上告人ら各社は、受注調整行為により、市に対し、想定落札価格と実際の契約金額の差額分の損害を与え、共同不法行為をしたという事実を認定することが可能であるとして、市長において、前記企業等に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することについて障害となるような事実を認めるに足りる証拠はないから、市長が当該損害賠償請求権を行使しないことは、債権管理を違法に怠るものであって、「違法」に「怠る事実」が認められると認定することが可能であるとされた事案である。

他方、本件事案にあつては、本件火災の原因それ自体についても原因不明とされている事案であることよりして、原告ら主張事実（不法行為要件事実）についての「証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得た」事案と解することが到底、できようがない事案である。

2 本件事案についての具体的検討について

(1) はじめに

原告らの主張は、補助参加人こそが本件首里城火災の原因行為者（加害者）であるから、補助参加人に対し、巨額な損害賠償請求をせよとするものである。

そこで、前記最高裁判示の判断枠組みに基づいて、本件補助参加人が原告ら主張の本件火災の原因行為者であると認定することについて、「客観的に見て不法行為の成立を認定するに足る証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得た」と認定できる事案であるか否かの観点から検証してみる。

(2) 原告ら主張の火災原因について

原告ら準備書面 8（令和 6 年 4 月 25 日付）によれば、本件首里城火災の発火原因は、「後付けコンセントから引いた延長コードに生じた電氣的異常によるものであり、具体的にはショートによって超高温に晒されこと」であり、補助参加人の責任は、夜間「9 時以降も通電する状態にある後付けコンセントに延長コードを接続し、多数の観光客の踏みつけによる断線や皮膜の損傷可能な状態で印可し続け、延長コードからのショートによる出火を招いたという管理が杜撰であった」ことであると断じている。

ところで、原告ら論法は、①後付けコンセント及び延長コード設置それ自体が問題であるとして、補助参加人があたかも後付けコンセント及び本件延長コードの設置者であるとの前提で、本件火災の原因が原告ら主張によれば、「延長コードに生じた電氣的異常（ショート）」であることから、補助参加人が本件首里城火災の原因行為者（不法行為者）であるとするものである。しかし、本件後付けコンセント及び延長コードの設置者が誰かについての前提問題が棚上げにされている点において根本的な欠陥がある。そこで、まずこの点から論じることとする。

(3) 後付けコンセント延長コード設置者は誰か。

この点についてであるが、補助参加人は補助参加人第 2 準備書面（令和 4 年 3 月 18 日付）において、補助参加人が指定管理者に選定された平成 30 年 12 月以前から、既に「後付けコンセント及び延長コード」は設置されていたと答弁していること、本件記録上、この主張を否定する事情は全く存在しないことよりして、本件後付けコンセント設置及び延長コード

接続という施工をしたのは補助参加人ではないことだけは明白であると認定すべきである。

(4) 延長コードの管理に重大な過失が存していたか

補助参加人は、延長コードの安全対策については、毎日（1日4回）の巡回時に目視チェックをし、清掃、そして緩みなどを直していた。また、正殿内の混雑を避けるため、消防計画に定める収容人数に基づき入場制限を行っていたこと、延長コードの設置場所は別紙「正殿内の動線および、分電盤、LED照明、延長コード等の設置位置」図のとおり、来園者の主要動線から外れていること、同箇所の動線は車椅子の通行はなく、防災のカーペット敷きで、来園者は靴を脱いで観覧することから、コードに過剰な踏圧はかからないようになっていた。したがって、原告ら主張のような「多数の観光客の踏みつけによる断線や皮膜の損傷可能な状態で印可し続け、延長コードからのショートによる出火を招いた」という管理上の過失も認められない。

(5) 延長コードは金属管等に収納すべきであったか

延長コードを「金属管等に収納すべきであったか」についてであるが、本件首里城正殿が木造復元建物のため、建造物に傷をつけないよう配慮する必要があったことから、金属管には収納せず、壁際を這わすこととなったものと聞いている（丙1から丙3）。

(6) 本件後付けコンセント及び延長コードに対する通電を切断すべきであったか

分電盤のブレーカーが自動的に夜間遮断される設定となっていたのは、平成4年に正殿が完成された当時からである。そのようなシステムとなっている理由については、開園以前のシステム設計で決められたことからして、補助参加人において全く与り知らないことである。

次に、LED照明を24時間通電の後付けコンセントから電源を取ったのは、末尾添付別紙図面のとおり、LED設置場所からの距離が最も近く、かつ、延長コードの設置場所は来園者の動線から外れていること、後付けコンセント以外の他の電源からLED照明に給電する場合は、来園者の動線内に延長コードを通すことになることなどから、安全性や合理性を考慮したことが理由である。

最後に、後付けコンセントの電源が24時間通電のブレーカーから給電する仕様となった理由について、正殿内の分電盤には、16のブレーカーがあり、その内、5つのブレーカーは24時間通電し、残り11のブレーカーは21:30に自動オフとなるよう奉神門中央監視室で自動制御されていた。24時間通電している5つのブレーカーの内1つ（NO. 12）は分電盤横後付けコンセント（LEDスタンド、送風機）、監視カメラ、分電盤用照明に電気を供給しており、監視カメラは24時間監視する必要があることからこのブレーカーは24時間通電としていたのである（丙4）。

3 結論

以上のとおりであるから、補助参加人が本件火災の原因行為者であると認定できる客観的な証拠は不存在と解さざるを得ないことよりして、原告らの補助参加人に損害賠償請求せよとの主張には全く理由がないと解すべきである。

以上

別紙

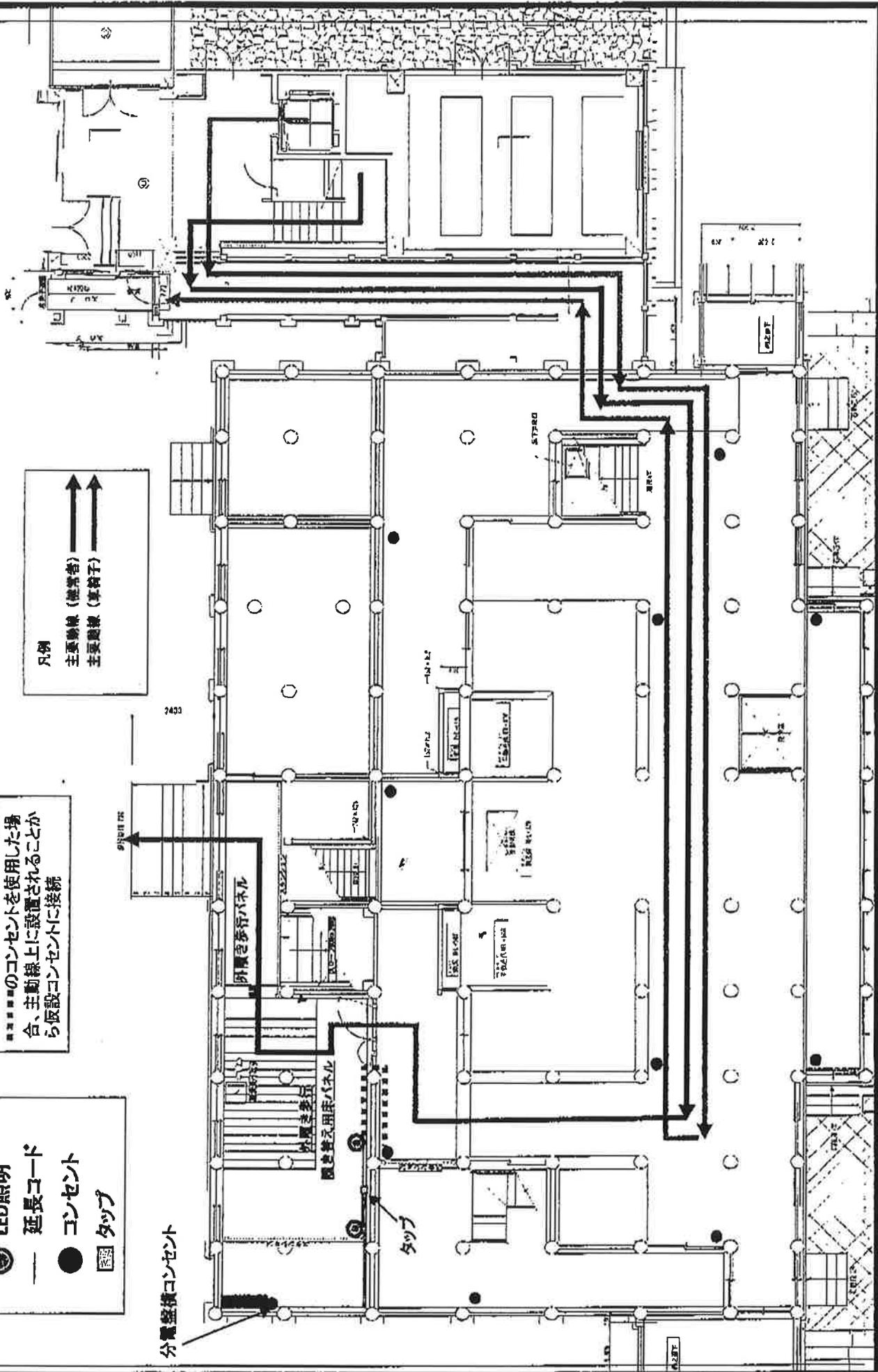
正殿内の動線および、分電盤、LED照明、延長コード等の設置位置

※ 2019年1月9日 沖縄県に提出した図面(正殿東側仮設階段およびスロープ設置案)に
分電盤、LED照明、延長コード、コンセント、タップの設置位置を追記。

- 分電盤
- LED照明
- 延長コード
- コンセント
- タップ

.....のコンセントを使用した場
合、主動線上に設置されることか
ら仮設コンセントに接続

- 凡例
- ↑↑ 主要動線 (継着者)
 - ↑↑ 主要動線 (車椅子)



分電盤横コンセント